2021年11月12日

各 位

会 社 名　株式会社関西スーパーマーケット
代表者名　代表取締役社長　福谷　耕治
証券コード　9919（東証第一部）
問合せ先　専務取締役経営企画室長　中西　淳
TEL　072－772－0341（代表）
URL　http://www.kansaisuper.co.jp/

当社の臨時株主総会における議決権行使の集計経過に関するお知らせ②

オーケー株式会社（以下「オーケー」といいます。）において、2021年11月８日付「関西スーパー様の臨時株主総会における議決権行使の集計に係る疑義の判明について」と題するプレスリリース（以下「オーケー・プレスリリース」といいます。）で、当社の2021年10月29日付臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）の総会検査役が作成した2021年11月５日付総会検査役報告書（以下「11月５日付検査役報告書」といいます。）を部分的に切り出して引用した上で、著しく不適切かつミスリーディングな主張を行っていることは、当社の2021年11月９日付「当社の臨時株主総会における議決権行使の集計経過に関するお知らせ」（以下「11月９日付プレスリリース」といいます。）でお知らせしたとおりです。これに対し、今般、総会検査役において、2021年11月９日及び同月11日付で、11月５日付検査役報告書を補充及び訂正する内容の総会検査役報告書（以下、それぞれ「11月９日付検査役報告書」及び「11月11日付検査役報告書」といいます。）が提出されました。

そもそも、11月５日付検査役報告書は、事実関係の詳細について関係者からの資料の提出等を受けて内容を補充・変更する可能性がある旨が明記された暫定的なものであり、総会検査役においては、11月５日以降も、事実関係の調査を行っております。

しかしながら、オーケー・プレスリリースでは、11月５日付検査役報告書記載の暫定的な情報が、あたかも検査役が確定的に認定した事実であるかのように示され、その結果、当社の株主その他の関係者の皆様の誤解・混乱を招いております。当社は、かかる状況に鑑み、11月９日付検査役報告書及び11月11日付検査役報告書により補充及び訂正された重要な事実経緯について、下記のとおりお知らせします。

記

１．午後３時の段階では当社による集計作業は完了していなかったこと

オーケー・プレスリリースでは、当社による集計作業は午後２時50分頃に完了し、午後２時57分頃には総会検査役に集計結果が印刷された書面が交付されたことで、総会検査役が当該時点において「否決」を確認していたにもかかわらず、議場においては午後３時頃に議長より集計が間に合わないため休憩時間を午後４時まで延長する旨のアナウンスがなされたかのような記載がなされております。

しかしながら、総会検査役も、11月９日付検査役報告書において、午後３時の時点で集計作業が完了し

ていなかったことを認定し、11 月５日付検査役報告書を補充しております。

２．当社は株主様からのお申出を受けた後、直ちに総会検査役の同席を求め、事実確認を行ったこと

オーケー・プレスリリースでは、ある株主様から本総会の受付に対してご自身の議決権行使の取扱いを確認したい旨のお申出が午後３時 30 分頃になされ、その後、午後３時 45 分頃になって、当社の代理人弁護士より、総会検査役に対して別室にて話したいことがある旨の申入れがなされたと記載されております。

しかしながら、この点については、総会検査役によって、11 月 11 日付検査役報告書において、当該株主様が本総会受付を訪れた後、当社の代理人弁護士が本総会受付に到着し、その後当社の代理人弁護士が総会検査役を呼びに本総会の議場に向かい、総会検査役が当社の代理人弁護士とともに本総会受付に到着するという一連の行為が５分以内に行われたこと、また、その後、総会検査役が 10 分程度にわたって説明を受けたことが示され、11 月５日付検査役報告書が補充及び訂正されております。

2021 年 11 月 11 日付「株主による仮処分命令の申立てに関するお知らせ」のとおり、オーケーは本議案の決議に瑕疵があると主張し、神戸地方裁判所に対して本株式交換の差止めを求める仮処分命令を申し立てておりますが、当社は、本総会は適法かつ公正なプロセスの下で行われたと確信しており、このことについて今後の裁判手続においても明らかにしてまいります。

以上